

宮津市公報

平成26年3月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

規 則

- 1 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 10 宮津市議会定例会の招集 1
11 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 1
12 景観計画変更の縦覧 1
13 字の区域及び名称の変更 2

訓 令

- 1 宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱 3

公 告

- 3 宮津市営住宅等の入居者の公募 5
4 公示送達 6
5 平成26年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験の合格者 6
6 宮津市森林整備計画案の縦覧 6
7 平成25年度農用地利用集積計画の縦覧 6
8 平成26年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者 7
9 公示送達 7

教育委員会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集 7
3 宮津市指定有形文化の指定 7
4 宮津市教育委員会臨時会の招集 7

選挙管理委員会

《告 示》

- 1 宮津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 8
2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 8
3 有権者総数の50分の1の数 8
4 有権者総数の3分の1の数 8
5 有権者総数の6分の1の数 9
6 公職選挙法に基づいて行う公職の選挙における投票区 9
7 指定投票区の指定及び指定関係投票区 10

農業委員会

《告 示》

- 3 宮津市農業委員会総会の招集 10

規 則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月 1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 1 号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年規則第 2 号)の一部を次のように改正する。
別表第 2 第 2 号中「1 年」を「180日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第10号

平成26年第 2 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年 2月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成26年 2月26日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第11項の規定により、平成17年 7月 1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 一ツ町 考 幸
- 3 変更年月日 平成26年 2月15日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成26年 2月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第12号

景観法(平成16年法律第110号)第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を次により縦覧に供する。

平成26年 2月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 変更した景観計画
変更前の名称 天橋立周辺地域景観計画
変更後の名称 宮津・天橋立景観計画
- 2 縦覧開始の日

平成26年2月26日

3 縦覧場所

宮津市建設室まち景観係（本館南棟3階）

* * *

宮津市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

平成26年2月28日

宮津市長 井上正嗣

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|-----------------|-------------|-----|
| 小 寺 | 宿 野 | 9 3 6 | |
| 〃 | 〃 | 9 3 6 の 1 | |
| 〃 | 〃 | 9 3 6 の 2 | |
| 〃 | 〃 | 9 3 6 の 5 | |
| 〃 | 木 ノ 下 | 9 4 2 | |
| 小 田 宿 野 | 和 田 ノ 谷 内 世 戸 山 | 1 3 | |
| 〃 | 〃 | 1 7 | |
| 〃 | 寺 ノ 谷 口 | 1 3 2 | |
| 〃 | 寺 ノ 下 | 1 4 2 | |
| 〃 | 奥 川 尻 | 1 4 5 | |
| 〃 | 寺 縄 手 ヨ リ 下 | 1 5 2 | |
| 〃 | 〃 | 1 5 3 の 2 | |
| 〃 | 〃 | 1 5 3 の 3 | |
| 〃 | 大 坪 | 1 7 2 | |
| 〃 | 森 ケ 下 | 1 8 8 | |
| 〃 | 中 田 | 2 9 8 の 2 | |
| 〃 | 〃 | 2 9 8 の 3 | |
| 〃 | 由 理 ケ 下 | 3 5 4 の 2 | |
| 〃 | 〃 | 3 5 6 の 2 | |
| 〃 | 堂 田 | 3 7 8 の 2 | |
| 〃 | 松 ケ 後 | 4 9 3 の 1 | |
| 〃 | 横 濱 | 5 1 4 の 1 | |
| 〃 | 木 ノ 下 | 1 0 8 7 | |
| 〃 | 三 ノ 脇 | 1 0 9 4 | |
| 〃 | 地 浅 | 1 1 0 7 の 1 | |

上記の土地を字小田宿野に変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|-----|---------|-----|
| 小 田 宿 野 | 石 崎 | 8 3 の 6 | |

上記の土地を字小田宿野小字谷口に変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|-------|-------|-----|
| 小 田 宿 野 | 寺 ノ 下 | 1 5 5 | |
| 〃 | | 1 7 9 | |

上記の土地を字小田宿野小字寺縄手ヨリ下に変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|----------|---------|-----|
| 小 田 宿 野 | 荒神谷ノ内蛭子山 | 8 2 の 3 | |

上記の土地を字小田宿野小字寺ノ下に変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|----------|---------|-----|
| 小 田 宿 野 | 荒神谷ノ内蛭子山 | 8 7 の 4 | |

上記の土地を字小田宿野小字ダンに変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|-----|-----------|-----|
| 小 田 宿 野 | 鍵 町 | 4 0 4 の 4 | |

上記の土地を字小田宿野小字松ヶ後に変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|-----|-----------|-----|
| 小 田 宿 野 | 横 浜 | 5 2 6 の 3 | |
| 〃 | 〃 | 5 2 6 の 4 | |
| 〃 | 〃 | 5 2 8 の 6 | |

上記の土地を字小田宿野小字横濱に変更する。

| 字 | 小 字 | 地 番 | 付 記 |
|---------|------|-----------|-----|
| 小 田 宿 野 | 魚見川添 | 8 1 5 の 1 | |

上記の土地を字小田宿野小字魚見川に変更する。

備考 地番は、平成 8 年 6 月 19 日現在のものである。

訓 令

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 かい

宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱を次のように定める。

平成 26 年 3 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）及び宮津市職員の再任用に関する条例（平成 14 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、任命権者が再任用する職員（以下「再任用職員」という。）の任用の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 再任用の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 再任用しようとする年度の前年度に宮津市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 3 号）第 2 条及び第 3 条の規定により退職した者
- (2) 再任用しようとする年度の前年度に宮津市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2

項の規定により勤務した後退職した者

(3) 条例第2条の規定に該当する者

(任期等)

第3条 再任用の任期については、1年を超えない範囲内において任用する。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内において更新することができる。

3 再任用又は再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

4 再任用又は再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、次の表の左欄に掲げる生年月日の職員における前項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、任命権者が、職務執行体制を確保する観点から必要と認める場合は、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日を限度として、当該任期の末日を定めることができる。

| | |
|------------------------|-----|
| 昭和28年4月2日から昭和30年4月1日まで | 61年 |
| 昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで | 62年 |
| 昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで | 63年 |
| 昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで | 64年 |

(申出等)

第4条 再任用又は再任用の任期の更新を希望する者(以下「再任用希望者」という。)は、再任用希望(更新)申出書(以下「申出書」という。)及び健康診断書を市長が別に定める期日までに所属長を経由して企画総務室長に提出するものとする。

2 企画総務室長は、申出書に基づき、再任用希望者に対して面接を実施し、従前の勤務実績、本人の意欲・能力、健康状態等を確認するものとする。

3 企画総務室長は、申出書の内容及び面接結果に基づき、市長が別に定める期日までに、任命権者に内申するものとする。

4 第1項の健康診断書は、再任用希望者が再任用を予定している年度の前年度において定期健康診断を受診している場合には、当該健康診断書の写しをもって、これに替えることができる。

5 再任用希望者が、特別の理由により、健康診断書若しくはその写しを提出できない場合又は健康診断の結果に基づき、精密検査が必要とされた場合には、医師の就労診断書を提出しなければならない。

(職員の同意)

第5条 条例第3条第2項の職員の同意は、申出書の提出により得たものとする。

(再任用職員選考委員会)

第6条 再任用又は再任用の任期の更新の選考採用決定を行うため、再任用職員選考委員会を置く。

2 再任用職員選考委員会は、宮津市職員採用選考規程(昭和34年訓令甲第2号)第2条に定める委員をもって充てる。

3 再任用職員の選考採用決定に当たっては、従前の勤務実績、公務内で勤務するために必要な意欲・能力、健康状態等を総合的に勘案するものとする。

(申出の取下げ等)

第7条 再任用希望者が申出を取り下げる場合は、書面により速やかに所属長を経由して企画総務室長に提出しなければならない。

(勤務条件等)

第8条 再任用職員の勤務時間、休暇等は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の定めるところによる。

2 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)第4条第1項各号に掲げる給料表

のうち、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける再任用職員の職務の級については、それぞれ同表の右欄に掲げる級とする。ただし、任命権者が、職務執行体制を確保する観点から必要と認める場合は、この限りでない。

| 給料表 | 職務の級 |
|--------|------|
| 行政職給料表 | 3 級 |
| 教育職給料表 | 2 級 |

- 3 再任用職員の給与については、前項に定めるもののほか、宮津市一般職職員の給与に関する条例、宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）、宮津市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第17号）、宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第5号）、管理職手当に関する規則（昭和38年規則第7号）、宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年規則第8号）、宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）及び宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第24号）の定めるところによる。
- 4 再任用職員に係る旅費、分限、懲戒、服務、安全衛生及び公務災害補償については、定年前の職員と同様の取扱いとする。
- 5 再任用職員に係る社会保険については、勤務形態に応じ、必要な社会保険に加入するものとする。（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、再任用職員の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第3号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成26年2月5日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

| 団地名 | 所在地 | 種別 | 家賃（月額） | 戸数 | 規格 |
|----------------------|-------|----|---------|----|-----|
| みやづ城東タウン （若者向け住宅） | 宮津市字惣 | B棟 | 39,000円 | 1 | 3DK |
| | | C棟 | 42,000円 | 1 | |

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成26年2月10日(月)から平成26年2月24日(月)まで
 (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成26年3月20日(予定)

* * *

宮津市公告第4号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年2月6日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第5号

平成26年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成26年2月7日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

B2001 B2002 B2003

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成26年2月25日(火)午後1時30分~

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第6号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第3項の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

平成26年2月7日

宮津市長 井上正嗣

記

1 縦覧の期間 平成26年2月8日から平成26年3月10日まで

2 縦覧場所 宮津市産業振興室産業基盤係(別館3階)

* * *

宮津市公告第7号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成26年2月25日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成26年2月25日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館 3 階）

* * *

宮津市公告第 8 号

平成26年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成26年 2月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

受験番号

B 2 0 0 3

* * *

宮津市公告第 9 号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年 2月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 2 号

平成26年第 2 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年 2月19日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成26年 2月27日（木）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第 3 号

宮津市文化財保護条例（昭和58年条例第35号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる有形文化財を宮津市指定有形文化財に指定したので、同条例第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成26年 2月28日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

有形文化財 1 件

| 種 別 | 名 称 | 員数 | 所 在 | 地番 |
|-----------------|---|-----|--------|------|
| 美術工芸品 （歴史資料） | 大谷寺の智海板碑 権少僧都智海、文正二年丁亥三月廿一日 の銘がある | 1 基 | 宮津市字大垣 | 88番地 |

* * *

宮津市教育委員会告示第 4 号

平成26年第 3 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年 3月 3 日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成26年3月5日(水)午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第1号

平成26年1月1日現在により調製した宮津市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成26年2月23日から3月9日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月26日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成26年3月3日から3月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 3 5 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5,583人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2,792人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

| 投票区 | 区 域 |
|--------|--|
| 第1投票区 | 本町、魚屋、新浜、柳縄手、島崎、鶴賀、城内の各自治会及び字浜町 |
| 第2投票区 | 宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷の各自治会 |
| 第3投票区 | 亀ヶ丘、松ヶ岡、池ノ谷、白柏の各自治会 |
| 第4投票区 | 浪花、漁師町、日吉、杉末の各自治会 |
| 第5投票区 | 城南、滝馬、百合が丘、福田、宮村上の各自治会 |
| 第6投票区 | 城東、宮村、辻町、旭が丘、第2旭が丘の各自治会 |
| 第7投票区 | 惣、皆原、山中、西波路、波路町、波路、東波路、府営東波路団地、獅子崎、つつじが丘、問屋町、ゲンゼの各自治会及び旧東国名賀自治会区域の字惣 |
| 第8投票区 | 小田、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手の各自治会 |
| 第9投票区 | 新宮、脇、中村、小寺の各自治会 |
| 第10投票区 | 上司、中津、銀丘の各自治会 |
| 第11投票区 | 小田宿野、島陰、鏡ヶ浦の各自治会 |
| 第12投票区 | 田井、矢原、獅子の各自治会 |
| 第13投票区 | 須津、夕ヶ丘、浜垣、宝山の各自治会 |
| 第14投票区 | 文珠自治会 |
| 第15投票区 | 江尻、天橋、難波野、大垣の各自治会及び字成相寺 |
| 第16投票区 | 中野、小松、溝尻、国分の各自治会 |
| 第17投票区 | 浜自治会 |
| 第18投票区 | 上自治会 |
| 第19投票区 | 下世屋自治会 |
| 第20投票区 | 松尾、木子、上世屋の各自治会 |
| 第21投票区 | 畑自治会 |
| 第22投票区 | 大島、岩ヶ鼻、外垣、長江の各自治会 |
| 第23投票区 | 田原自治会 |
| 第24投票区 | 中波見、梅ヶ谷、奥波見の各自治会 |
| 第25投票区 | 里波見自治会 |

| | |
|--------|-----------------------------|
| 第26投票区 | 立、大西の各自治会 |
| 第27投票区 | 厚垣、落山、藪田の各自治会 |
| 第28投票区 | 由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会 |

備考 この表の区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る投票区の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められる自治会をその構成員の区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成23年選管告示第6号は、廃止する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

| 指定投票区 | 指定関係投票区 |
|-------|---|
| 第1投票区 | 第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、 第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、 第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、 第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、 第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、 第26投票区、第27投票区及び第28投票区 |

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成16年選管告示第17号は、廃止する。

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年3月3日

宮津市農業委員会
会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成26年3月11日（火）午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第6号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第7号 非農地証明について

議第8号 農用地利用集積計画（平成26年3月25日告示分）について

議第9号 農用地利用集積計画（平成26年4月15日告示分）について